

永住者の配偶者等ビザ更新：不許可の真実と完全対策

審査基準の解剖と、確実に許可を勝ち取るための実務アプローチ

申請者の危険な誤解



「ビザの更新は、単なる形式的な手続きであり、自動的に通るものだ」

単に婚姻関係が続いているだけでは、更新不許可になるケースが多数存在します。

入管の厳格な審査基準



「更新は決して形式的ではない。
『相当の理由』の有無を、実態・信用・継続性の観点から総合的に厳格審査する」

「相当の理由」の成立

婚姻の実態

形式だけでなく、
実際の夫婦
としての生活

安定した 生活基盤

世帯全体としての
安定した収入

法令遵守

入管法や税法の
完全な遵守

在留状況 の適正性

資格外活動違反や
犯罪歴のない
クリーンな滞在

これら「4つの柱」が全て揃って初めて、日本での安定した生活基盤が証明されます。

不許可リスク・ダッシュボード：7つの致命的な理由

【関係性の欠如】

-  ① 婚姻の実態がない（最も多い不許可理由）
-  ② すでに離婚・死別している

【生活基盤とルールの逸脱】

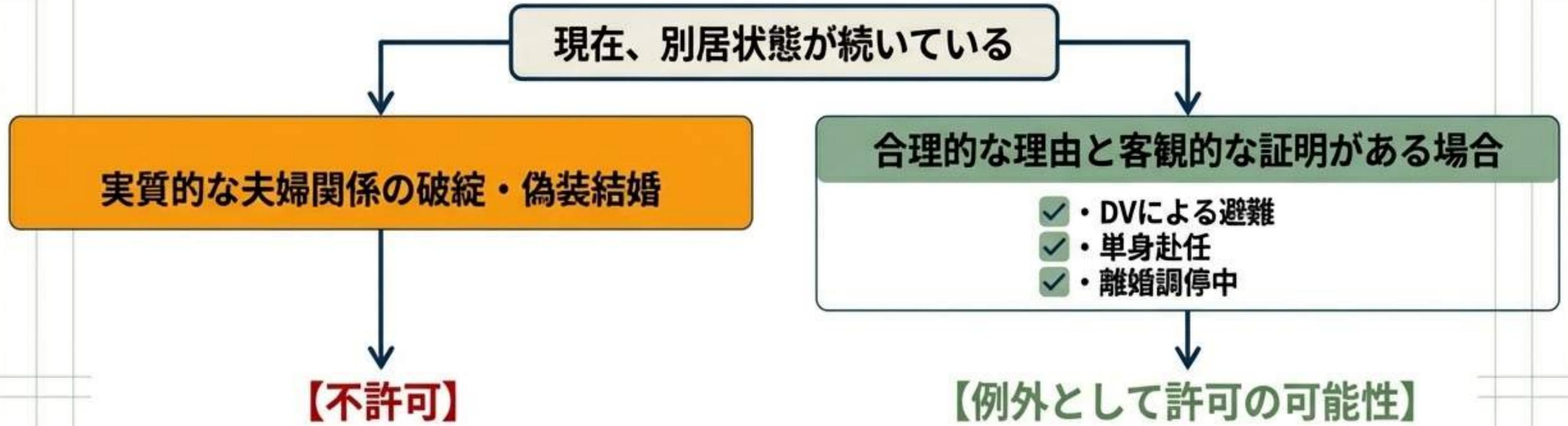
-  ③ 収入・生活基盤が不安定
-  ④ 税金・年金の未納（住民税・国民年金・健康保険）
-  ⑤ 在留状況・素行不良（不法就労・虚偽申請など）
-  ⑥ 長期間の海外滞在（生活の本拠が日本にない）

【立証責任の放棄】

-  ⑦ 書類不備・説明不足（理由書が不十分、別居理由の説明なし）

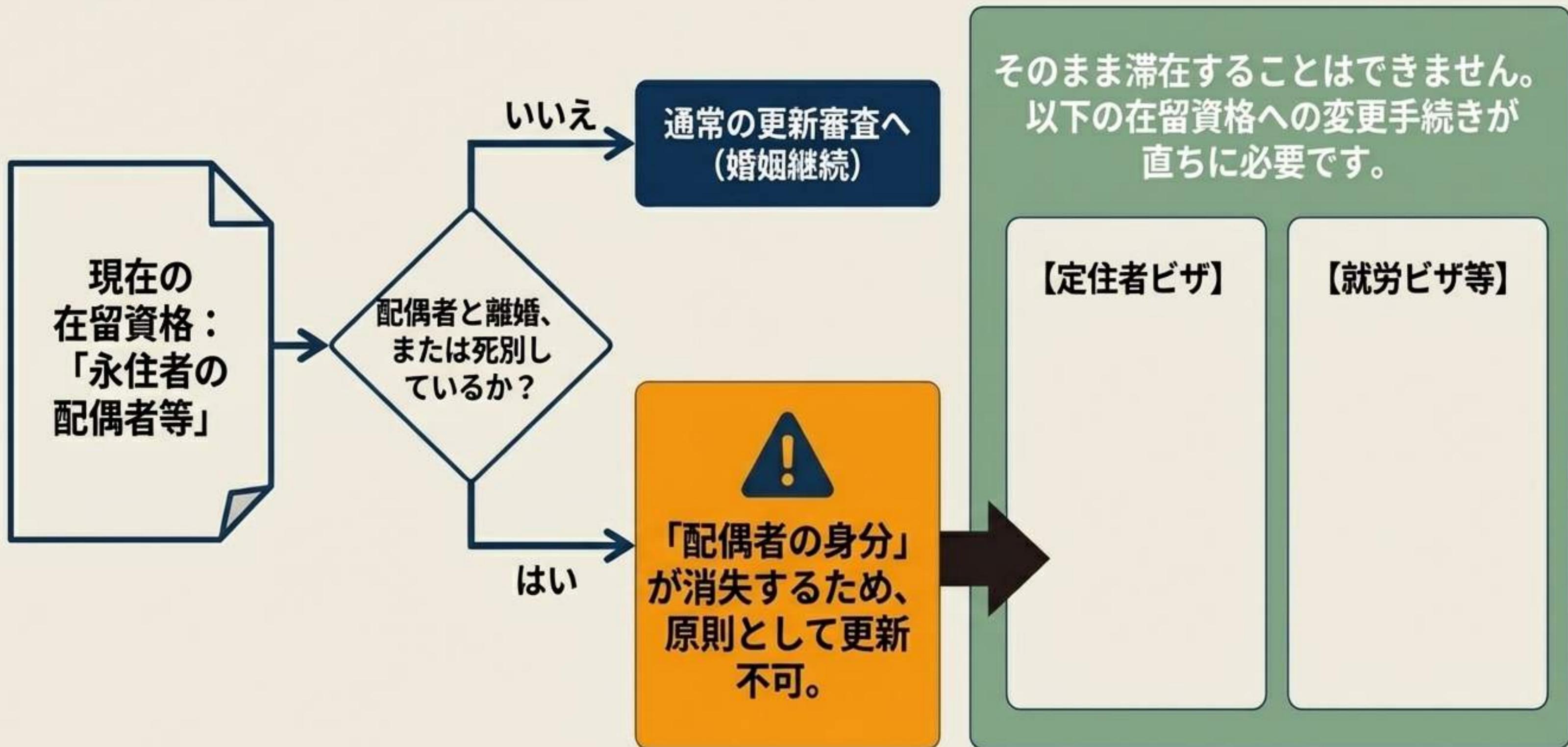
リスク深掘り①：「婚姻の実態」という最大の壁

入管法上の原則：「配偶者としての活動を6か月以上行っていない場合は問題視される」



「別居＝即不許可」ではありません。合理的な理由の論理的な説明と証明が明暗を分けます。

分岐点チャート：離婚・死別時のステータス移行



リスク深掘り②：「公租公課」の厳格化と生活基盤

「現在の収入」

審査基準：配偶者の収入を含め、世帯全体での安定性が評価される。無職・借金・生活困窮はリスク。

「過去の公租公課の履行状況」

・住民税

・国民年金

・健康保険

近年、審査が最も厳格化している領域。

「過去の未納履歴」が致命傷（大きなマイナス評価）となります。

未納がある場合は、事前の即時納付が必須です。

リスク深掘り③：虚偽と説明不足の代償



申請書類の提出

(理由書不十分・収入証明不足・別居理由の記載なし)



説明不足

入管は面接ではなく
「書面のみ」で判断する。

虚偽申請

疑義を払拭できず
直結で【不許可】



【重大リスク】
今回の不許可だけでなく、
将来的なあらゆるビザ申請
に悪影響を及ぼす。

審査官の疑問を先回りして潰す「立証責任」は、すべて申請者側にあります。

許可を勝ち取る「理由書」の構造比較

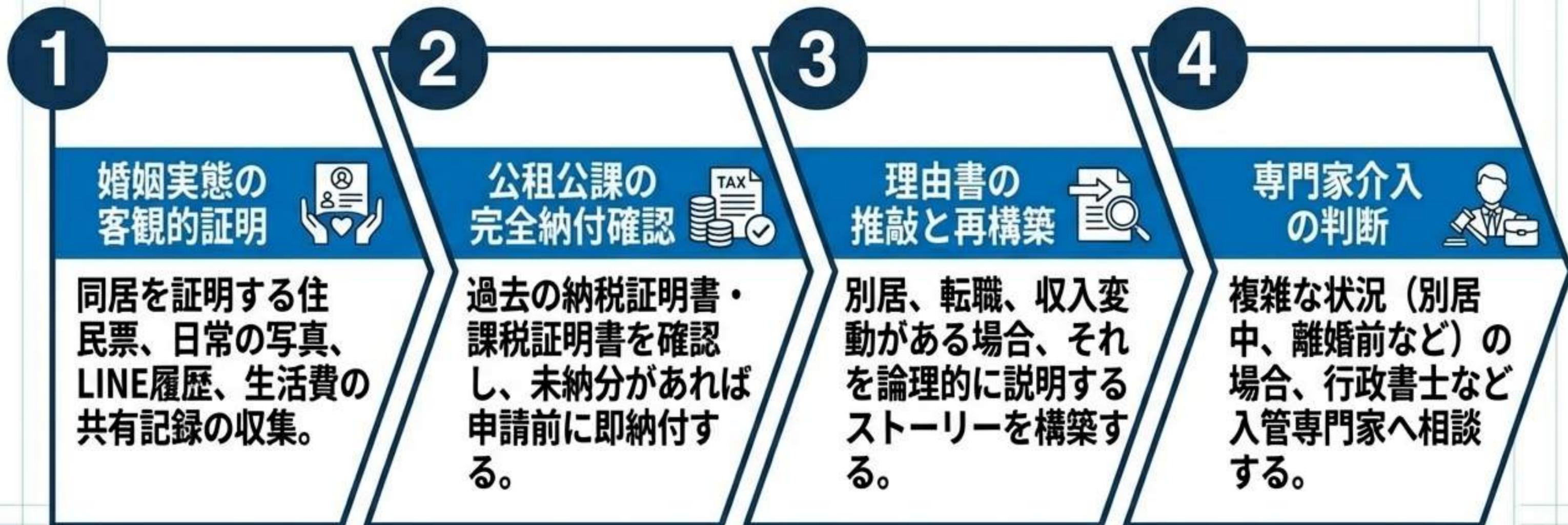
不十分な理由書

- **構成**
事実の単なる羅列。
- **マイナス要因の扱い**
別居、転職、収入減少などの不利な事実に一切言及しない（隠そうとする）。
- **結果**
審査官の疑念が晴れず、不許可リスク大。

優れた理由書

- **構成**
状況を「ストーリー」として時系列で論理的に説明。
- **マイナス要因の扱い**
不利な事実を自ら提示し、その「合理的な理由」と「今後の改善計画・見通し」を具体的データと共に補足する。
- **結果**
審査官を納得させ、許可の確率を最大化。

確実な更新のための 「申請前 4-Step チェックリスト」



申請前の徹底的な準備が、審査官の疑問を先回りして解消し、許可の確実性を高めます。

よくある質問 (Diagnostic Q&A)

Q. 別居していると必ず不許可になりますか？



A. いいえ。単身赴任やDV避難など、正当な理由と証明があれば許可される可能性があります。

Q. 無職でも更新できますか？



A. ケースバイケースです。配偶者の収入で世帯として生活可能であれば許可されることもあります。リスクは高いです。

Q. 税金未納があると絶対不許可ですか？



A. 高確率で不許可になります。事前に全額納付し、経緯と反省を示す説明資料を提出することが重要です。

Q. 不許可になってしまったらどうすれば？



要アクション

A. まず「入管での不許可理由の特定」が最優先です。推測での再申請は危険です。

リカバリー・プロトコル：もし不許可になってしまったら

第一ステップ（最優先事項）



入管での「不許可理由」の特定・確認

なぜ落ちたのか、審査官から正確な理由を聞き出すことが絶対条件。



選択肢 A： 再申請

理由を克服できる書類を
追加準備して再挑戦。



選択肢 B： 在留資格変更

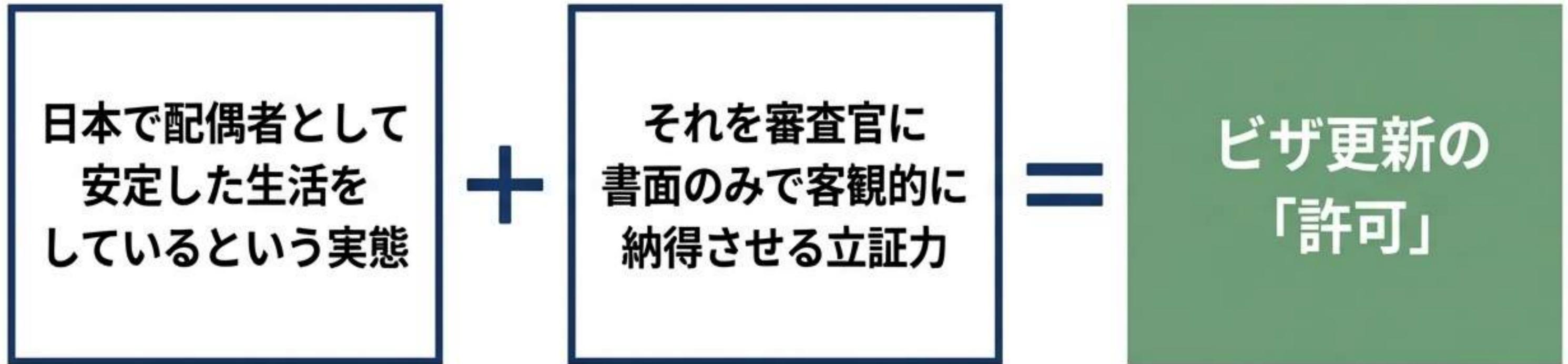
定住者や就労ビザなど、
別の資格へ切り替え。



選択肢 C： 出国後再申請

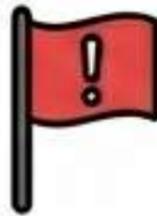
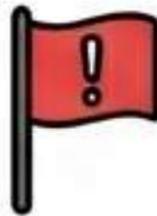
一旦帰国し、状況を整え
てから再度呼び寄せる。

結論：「相当の理由」を証明する方程式



更新審査は「形式」の確認ではありません。実態・信用・継続性の総合評価テストです。

プロフェッショナルの介入が不可欠なケース

-  ・理由なき別居期間が長引いている
-  ・夫婦のどちらかが転職した直後、または無職である
-  ・過去に税金、年金、健康保険の未納履歴がある
-  ・すでに一度、ご自身で申請して「不許可」になっている

行政書士の付加価値

入管の審査基準を熟知した専門家が、あなたに代わって客観的な「立証資料」を収集し、マイナス要因を論理的にカバーする完璧な「理由書」を構築します。

専門家による確実なサポート（面談限定・無料相談）

特定行政書士 加納 裕之

- 同志社大学大学院法学研究科
修了(法学修士)
- 明治大学法科大学院修了 / TOEIC 805点
- 専門分野：入管取次・ビザ申請、在留
資格、永住・帰化、外国人問題専門

ビザ申請サポートNavi東京 (加納行政書士事務所)

東京都千代田区平河町1-3-6 BIZMARKS麹町510
(半蔵門駅徒歩3分 / 麹町駅徒歩3分)

TEL: 03-6403-5295

(受付時間：平日10:00-20:00)

複雑なケースのご相談は、「お問い合わせ
ページ」より無料相談(事前予約制・面談
のみ)をお申し込みください。